

# 町政を問う

## 行財政改革は

### 集中と選択で事業を行う



熊田 宏 議員

#### 行財政改革について

**熊田** 団塊世代の職員の

退職が目前であるが、それに伴う職員の新規採用は見合わせるべきである。また、行政サービスを低下させず、に、職員の定員適正化をどう進めるのか？

**町長** 平成20年度、21年度においては職員採用を行わないこととし、22年度からの採用については、財政再建の達成状況を踏まえながら、計画的に行う。本年度の実績見込みは、退職充を行わないこととし、20年度の定員適正化計画はもとより、財政再建3ヵ年計画の数字をも上回る削減数を達成できる見通しになっている。行財政改革の推進、職員研修、人事考課制度による職員の資質向上により難局を乗り切ってまいります。事務事業の実施に当つ



小学校授業風景

#### 学校教育について

**熊田** 小中学校において、学級運営に支障を來している授業を參観したが、児童、生徒、同級生、保護者の指摘の通り問題があつた。この件に関しどう捉えているか。また、今後の対応は。

ては、予算の枠を定め、事前評価を行い、優先順位、集中と選択により事業に取り組んでいる。

#### 教育長 学校は、基本的に公正公平を旨として、正義が行われる場でなければならぬと考えております。事実関係を確かめ、学校と十分に協議をし、厳正に教職員に対する指導を行つてまいります。今後におきましては、小中学校ともに、

学級担任のみに任せるのでなく、全教職員が共通認識を持ち、個々の児童生徒の状況を常に把握して、適時適切な対応ができる体制づくりに努めてまいります。

#### 全国学力テストについて

**熊田** 今回のテストの結果はどうだったのか。その結果をどう評価し、いかに対応するのか。

また、このテストの結果の公表については教育長の判断で可能である。保護者は、子どもの通う学校の学力に非常に关心を持つており、学力テストの結果の公表を強く求める。教育長 小学校6年生が、ほぼ県平均、全国平均で、中学校3年生は若干下回っています。今回の全国学力テストは貴重な資料であります。他の教科や通常校内で行つているテストや思考力、想像力、意欲など含めて相対的に学力を判断すべきであると考えております。また、町の学力向上推進支援会議を中心に、学校ごとの学力向上策に一層努めるよう支援していきます。テストの結果の公表は、町教育委員会としては、学校ごとの公表は行わないと言えています。保護者、地域に対し、デメリットの方が大きいのではないかと判断したからです。

# 町政を問う



棚木 良一 議員

## 保育園は町が運営を

計画的に児童の教育環境の整備に努める

**町立保育園はこれまで通り町が運営すべき**

**棚木 国が考えた経済効率優先の保育施策を行うのか？それとも子どもを大切にした保育施策を行うのか**

が、今問われている。まちづくり総合計画では安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを打ち出している。町が運営したことこそ保護者の皆さんも安心できる。

町長 委託及び民営化に当つては、園児や保護者が不安を持たないように、運営形態が基本的に変らないことを第一と考え、準公共的な福祉団体である社会福祉協議会を選定し、町立て培ってきた園の運営内容を十分に引き継ぐために最初は業務委託することとしました。これまで同様、給食を実施することや保育士の配置、その他についても、同協議会と協議を行つています。保育園の業務委託は、園児や保護者に不安を与える

ない中で、サービスの向上も図り保護者負担も増大させない方針で進めております。今後、指定管理者への移行に向け事前の十分な協議を行い、万全な態勢による指定管理者制度を目指してまいりますので、

### 指定管理者について

**棚木 図書館・ふるさとの森・文化センターについて**

町が運営すべきだ。民営化万能論の押し付けではなく、町の安全と利益を最優先にした町民体位の効率的な行政の努力を強く求めるので、特に図書館・ふるさとの森などについて民営化はなしまたい。指定管理者制度導入はやめるべき。

町長 いざれの施設においても業務委託により市民サービスの向上と経費の縮減が図られております。また、指定管理者制度に関する基本方針に基づき、現行の運営業務委託から指定管理者制度へ移行することにより管理権限が委譲されること



ひかり保育園

**後期高齢者医療制度・収入のないお年寄りに対する町の対応は？**

**棚木 75歳以上の対象者2235人、その内、軽減世帯1039人、その中で月1万5千円以下の年金の方々約400人位**

4月1日から年5万6千2百円介護保険料と合わせると月1万円にもなる。払いたくても払えない。収入のないお年寄りに対する町の対応は？

町長 福島県の広域連合後期高齢者医療に関する条例では、所得の低い世帯に対する平均割額を7割、5割、2割、軽減する措置や納付困難な方に対する徴収猶予、保険料の減免制度が定められております。具体的な事務処理の取り扱いについては、まだ決定されない部分もありますが、低所得者に対する措置は講じられておりますので、町独自の対応策につきましては現在のところ検討しております。